

練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会

令和元年度第1回福祉のまちづくり部会

- 1 日時 令和元年6月21日(金)午後4時~午後6時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎18階1801会議室
- 3 出席者 【部会員】
青木部会員、赤坂部会員、植田部会員、浦田部会員、岡崎部会員、
長田部会員代理、草深部会員、高橋部会員、千葉部会員、仲田部会員、
福山部会員、的野部会員、村里部会員(以上13名)
【区出席者】
福祉部管理課長、交通企画課長、建築課長、計画課長

4 公開の可否 公開

5 傍聴者 1名

6 議題

- (1) 部会員自己紹介
- (2) 部会長および副部会長選出
- (3) 次期練馬区地域福祉計画の策定について
- (4) 福祉のまちづくりに関する現状と課題
- (5) 検討内容の整理
- (6) スケジュール
- (7) その他

(1) 部会員自己紹介

建築課長 練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会 令和元年度第1回福祉のまちづくり部会を開催いたします。私は、本部会の事務局を務めます、練馬区都市計画部建築課長です。よろしくお願いたします。本日はお忙しい中、夕方の方の時間にも関わらずご出席いただき、どうもありがとうございます。日頃から、練馬区の福祉のまちづくりの取組にご理解とご協力いただきまして、重ねて御礼を申し上げます。

今回、公募区民や地域活動団体の皆様で構成されております、地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会の期が改まるのに合わせまして、より専門的、効率的な検討を行うために、新たに推進委員会の下に部会を設けることになりました。部会はほかに権利擁護部会がございまして、別途、専門的な論議をいただいているところでございます。部会に関しましては、今回配布してございます資料の別紙1「練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画推進委員会設置要綱」6条の「専門部会の設置」に基づいて設置しているところでございます。設置要綱につきましては、後ほどお目通しをお願いしたいと思っております。

さて、練馬区地域福祉・福祉のまちづくり総合計画を平成28年3月に策定しまして、4年目に入ったところでございます。5年の計画でございますので、次期計画の内容について検討する時期となりました。この間、福祉のまちづくりに関する国の動向としては、バリアフリーに関する各種ガイドラインの改正や高齢者、障害者が社会参加できる共生社会の実現を基本理念に掲げた、昨年5月のバリアフリー法改正等がございました。区といたしましても、「第2次みどりの風吹くまちビジョン」を3月に策定いたしました。その戦略計画の中で、鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実に取り組んでいくこととしています。こうした国や区の動きや社会状況等を踏まえ、ハード・ソフトの両面から今後の福祉のまちづくりを推進していくための課題を整理し、当部会でご議論いただき、次期計画について区長への提言として頂戴することとなっております。次期計画につきましては、来年の3月までに策定を予定しています。部会の皆様におかれましては、次期地域福祉計画の策定に向けて積極的なご議論をいただくとともに、策定後も引き続き、計画の進捗等についてご意見をいただければと思っています。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、部会長が選出されるまで、私が進行役を務めさせていただきます。それでは、事務局から本日の部会の出席状況と会議の情報公開、傍聴についての報告をお願いいたします。

事務局 事務局から部会員の出席状況についてご報告いたします。現在、代理の方も含め12名の方にご出席をいただいております。なお、1名の方から欠席のご連絡をいただいております。あと2名、まだご到着になっていませんが、到着次第ご紹介いたします。本日の会議は公開となっております。現在、傍聴の方は1名でございます。会議の議事録につきましては、区のホームページに掲載する予定です。記録がまとまり次第、部会員の皆様にお送りいたしますので、確認をお願いいたします。

建築課長 本日、議題に入る前に資料の確認をお願いいたします。

(事務局資料確認)

建築課長 たくさん資料がございましたが、後ほど、また説明させていただきます。それでは、お手元の会議の次第に従いまして進めさせていただきます。

次第1、部会員自己紹介というところでございます。お手元に部会員の名簿を配布してございますので、ご確認をいただきたいと思います。それでは自己紹介ということで、名簿の順番で所属団体とお名前をお願いいたします。

(部会員自己紹介)

建築課長 それではつぎに、本日出席しております区職員を紹介させていただきます。順に自己紹介を行います。

(職員自己紹介)

(2) 部会長および副部会長選出

建築課長 それでは次第の2になります。部会長、副部会長の選出をお願いしたいと存じます。事務局といたしましては、学識経験者の部会員をお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでしょうか。(部会員 拍手。異議なし)

それでは、学識経験者の部会員に部会長をお願いいたします。つぎに、副部会長の選出でございますが、事務局といたしましては同じく学識経験者の部会員をお願いしてはどうかと思っておりますが、いかがでございましょうか。(部会員 拍手。異議なし)

では、ただ今、正副部会長が決定しました。正副部会長席へお移りください。

それでは、部会長、副部会長から、改めてご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

部会長 先ほどもご挨拶させていただきましたけれども、推進委員会、親会と言っているんでしょうかね、そちらに関わらせていただいております。練馬区に関わってもうどのくらいでしょうかね。数えきれないくらい長いような気がいたしますが、条例を作る以前から関わらせていただいております。その時には副部会長も一緒だったと思います。今回は新しく推進計画を立てるということで、福祉のまちづくり部会をお作りいたしました。この4月に、昨年5月に改正されたバリアフリー法が全面施行される形になっております。それと、2020オリンピック・パラリンピック大会も、もう1年ちょっとで、練馬区としても様々な課題があるのではないかと思います。一気に来年までに何かが解決するということではありませんけれども、その後のレガシーにとよく言われており、非常に重要な局面に国を含めてなっております。東京都もそうですけれども、ぜひ、皆様のご協力を得て福祉のまちづくりを提案できればと思います。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

副部会長 国立障害者リハビリテーションセンター研究所に、この4月から勤務しております。その前までは先ほどお話にありました、条例に関わるような練馬区の推進協議会の第1回から関わっておりまして、その後、子育てサークルやNPO活動をしていました。子育ての視点ですとか、障害のある子どもたちのことですとか、そういった広い面で福祉のまちづくりに関して関わってきましたので、今回、見落とされがちな重度の障害者の方たちですとか、あと、部会員からもお話ありましたように教育に関わることですとか、やはり、まちづくりというハード面だけではなくて、ソフトも関わっていけるような、そんなまちづくりにこの計画を進めていければいいなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

建築課長 では、ここからの進行は部会長にお願いします。

(3) 次期練馬区地域福祉計画の策定について

部会長 それでは、早速、今日の議事を進行させていただきたいと思っております。次第3「次期練馬区地域福祉計画の策定について」を事務局からご説明をお願いします。

事務局 資料2「次期練馬区地域福祉計画の策定について」を説明させていただきます。現行の計画期間が今年度までであるため、今年度中に次期計画を策定いたします。計画期間は来年度からの5年間を考えております。計画の位置付けは4点ございます。まず、「第2次みどりの風吹くビジョン」に基づく個別計画、社会福祉法に規定する市町村地域福祉計画、成年後見制度利用促進法に規定する「成年後見制度利用促進基本計画」、練馬区福祉のまちづくり推進条例に規定する「福祉のまちづくりの推進に関する計画」です。このう

ち、「成年後見制度利用促進基本計画」は新たに策定する計画です。下のイメージ図に記載のとおり、つぎの地域福祉計画では、福祉のまちづくり推進計画と、成年後見制度利用促進基本計画を含む計画となります。また、東京都が新たに策定した地域福祉支援計画や練馬区社会福祉協議会の地域福祉活動計画とも連携を図ってまいります。

続いて、4番の「国および区の動向」です。

まず(1)は今年3月に策定しました、第2次ビジョンの戦略計画の中で地域福祉計画に関係する項目を記載してあります。「区民や団体の皆様と区が一体となって課題を解決」では、区はこれまで、協働の取組や区政への反映につなげてきました。今後、更なる取組を進め、「参加から協働へ」と深化させていくこととしております。「成年後見制度の利用の促進」では、基本計画を策定するほか、練馬区社会福祉協議会において新たに法人後見を開始し、成年後見による支援体制を強化していくこととしております。「鉄道や駅周辺のバリアフリーの充実」では、光が丘駅や小竹向原駅について鉄道事業者等の関係者と協議し、バリアフリー化された経路の2ルート目の整備を行うこと、また、駅と主要な公共施設を結ぶ経路についてもバリアフリー化に取り組むこととしております。別紙2の「戦略計画13」の太枠内にその旨を記載してあります。後ほど、お目通しいただければと思います。

続いて、(2)は昨年4月に施行された改正社会福祉法の概要についてです。支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な生活課題については、市町村が包括的な支援体制づくりに努めることが規定されました。また、福祉の各分野における共通事項を定める計画としても位置付けられました。

続いて(3)は成年後見制度利用促進法についてです。こちらの制度は、財産の管理や日常生活に支障がある方を支える重要な手段であるにも関わらず、なかなか利用が進んでおりません。このことから、平成28年5月に法律が施行され、市町村は制度の利用促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものとされました。

続いて(4)は、改正バリアフリー法についてです。新たに、共生社会の実現、社会的障壁の除去が基本理念として明記されたほか、事業者等がハード・ソフト一体的な取組を推進することや、国・地方公共団体がバリアフリー化の促進について、国民の理解と協力を求めるなどの心のバリアフリーを推進すること等が盛り込まれました。別紙3にその概要をお示ししています。こちら、後ほどお目通しいただければと思います。

最後に(5)は、公共施設へのアクセスルート、ユニバーサルデザインガイドラインについてです。建物や駅、道路等の個々のバリアフリー化は着実に進展しておりますが、管理区分ごとに整備を行っていることで、施設間の連続性が十分ではない現状から、外出しやすい環境づくりのために配慮すべき事項をまとめたものです。また、高齢者・障害者・乳幼児連れ等の区民の皆様とガイドラインに沿った経路点検を行い、主要な公共施設12施設で、アクセスルートの選定を行いました。なお、別紙4につきましては、各計画に関する条文を記載しておりますので、こちら後ほどお目通しいただければと思います。

それでは、資料2の最後、5番「計画の検討体制」についてです。会議体としましては、推進委員会、ここに本日お集りの皆様で構成されます福祉のまちづくり部会と権利擁護部会を設置するほか、区の関係管理職で構成する庁内検討委員会がございます。これらの会議で計画内容の検討を進めてまいります。昨年度は区民意識意向調査や地域福祉活動を行

っている方々に対してアンケート調査を実施しております。今年度につきましては、部会の皆様のご意見を含め、推進委員会から区長に提言をいただきます。また、計画策定後の来年度以降につきましては、計画について調査・分析・評価を行う等、進捗管理を行ってまいります。

部会長 ありがとうございます。それでは、まず全体の計画についての説明をいただきましたので、それについてご意見、ご質問等がありましたらお願いをしたいと思います。ここに別紙でいくつか追加の資料が入っておりますが、全部目を通すのは大変かと思えますけれども、もし質問がありましたら、こちらの方も遠慮なく、お声掛けいただければと思います。

資料にも策定理由、あるいは計画期間、計画の位置付けがありますが、かなり包括的な地域福祉推進計画という形でありますので、話題としては尽きないかなという感じがいたします。これから別の部会も含めて全体の計画を整理する形になります。検討体制も書かれておりますけれども、そちらもよろしいですかね。とりあえず説明をさせていただいて、また何かあればお願いをしたいと思います。

部会員 練馬区聴覚障害者協会です。ちょっと気になることがありまして、地震があったり、何か災害があった時に対応するような計画はありますか。日頃の生活の中でいろいろな計画があると思うんですけれども、緊急時に同時に進行していくような計画はありますか。

部会長 緊急時に同時に進行していくというのは、どういう意味でしょうか。

部会員 例えば、電車が止まった時、施設が停電してしまった時、そういった時のための何か準備とか、緊急時、施設で世話をもらえるだとか、そういった配備ということはありますか。

部会長 そういう計画も盛り込まれているかどうか、ということでしょうか。

部会員 はい。日常生活ではなく、それにプラスして何か緊急時が起きた時に慌てることなく、ほかから持ってくるのは大変なので、ここで安心して生活できるという、そういう配備はありますか。

部会長 はい。では、お願いします。

建築課長 まず、防災に関しましては地域防災計画がございまして、練馬区としての災害時の計画がございまして、それから、避難所については各小中学校が避難拠点になってございます。本来的には建物が大丈夫であれば自分の家に居ていただくのが一番よろしいのですが、例えば、危険だと判断した時、避難拠点に行っていただくということになります。

福祉部管理課長 現在、例えば障害のある方、高齢者の方など、ひとりで避難することが難しい方たちを対象にした避難行動要支援者名簿、「要」というのは避難行動に支援が必要な方の名簿を作成しております、安否の確認をする、あるいは、その方たちが生活をしていく時に支障があったらサポートしていくといったことについて検討を進めております。この会議とは別ですけれども、何かありましたら、お声掛けいただければと思います。

部会長 今の説明でよろしいでしょうか。

部会員 はい、分かりました。

部会長 部会員のご要望は、確かに防災計画はあるけれども、こういう総合的な地域福祉計画の中での関連性みたいなこととか、あるいは相互に見えるような、ほかでもちゃん

とやっているんだよという記述もして欲しいというようなものが背景としてあるのではないかと捉えたんですが、よろしいですか。

部会員 はい、そうです。

部会長 その辺りも落とさないように、よろしくお願ひしたいと思います。ありがとうございました。ほかに何かございますか。よろしいでしょうか。では、先に進めさせていただきます。

(4) 福祉のまちづくりに関する現状と課題

部会長 それでは本題になりますけれども、福祉のまちづくりに関する現状と課題、この認識をしたいと思いますので、説明をお願いします。

事務局 それでは資料3「練馬区の福祉のまちづくりに関する現状と課題」をご覧ください。資料3は、練馬区の人口の推移等の基礎数値のグラフを2ページから11ページに、福祉のまちづくりのハード分野とソフト分野の現状と課題について12ページから23ページにまとめたものです。まず、基礎数値について、本日は要点のみを簡単にご説明させていただきます。2ページをご覧ください。区の総人口は平成31年現在732,433人、平成61年とありますが、令和31年には約76万人に達し、その後減少に転じる見込みです。3ページをご覧ください。区の高齢化についてです。区の高齢化率は現在、21.8%、今後64歳以下の年少人口や生産年齢人口の比率は低下し、65歳以上の比率が上昇していく見込みです。8ページをご覧ください。練馬区の障害者手帳保持者数について、平成20年度と平成30年度を比べたグラフです。平成20年度は身体障害者数が18,065人、知的障害者が3,573人、精神障害者が3,253人、計24,891人です。平成30年度のグラフでは身体障害者20,343人、知的障害者4,972人、精神障害者7,001人、計32,316人。障害者の範囲拡大や高齢社会の進行等によって手帳保持者数が増加しております。

続きまして、12ページをご覧ください。ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める上での、区の現状と課題についてご説明をさせていただきます。主に福祉のまちづくり分野のハード面についてまとめております。まず、練馬区の現状について、五つのデータをお示ししました。12ページの図11は都内の755鉄道駅におけるエレベーター等段差解消の対応状況のグラフです。平成28年度、JR・私鉄95.6%、地下鉄100%、その他95.9%と、都内において駅の出入口からホームまで段差なく移動できる1ルート整備はほぼ完了しております。練馬区内でも、平成23年度に全ての鉄道駅で1ルートのバリアフリー化が達成されております。つぎに13ページのグラフです。建築物のバリアフリー化が進んでいないと考える人の割合についてまとめているものです。医療施設、商業施設、飲食店、興行施設について、内閣府の調査と練馬区の調査を比較しています。練馬区の数値は全国と比べるとバリアフリーが進んでいないと考える人の割合が少ない傾向があります。しかし、商業施設で約3割、飲食店で約5割の方が進んでいないと考えておられます。14ページをご覧ください。図13です。どのような建物のバリアフリー化を重点的に進めるべきか、区民の皆様の考えの変化を示したグラフです。平成19年度、平成25年度、平成30年度のそれぞれの調査で、医療施設に対しては一貫してバリアフリー化への期待が高い傾向が見られます。一方、商業施設と飲食店については、過去の2回の調査と30年度の調査を比べると、30年度の調査がバリアフリー化への期待が大きく伸びております。15ページを

ご覧ください。つぎは外出しやすい環境づくりのために、どのような整備や取組が必要か、区民の皆様の考えを二つの表でお示ししております。15ページの表1は、区役所来庁者に駅から公共施設へのルートについて、どのような整備を望むかをお伺いしたアンケート結果です。障害者、子育て世代、高齢者の属性で、歩行空間が広いことや段差がないこと等のニーズが共通している一方で、障害者の皆様が案内の分かりやすさ、高齢者の皆様が休憩場所の確保をそれぞれ挙げているなど、属性によって、ハード、ソフト、様々なニーズがあることがこちらの表で分かります。16ページの表2です。こちらは区民が、区が優先的に進めるべきと考える取組を示したものです。約5割の方が高齢者、障害者、子育て層等のユーザーの意見をバリアフリー整備に反映させる取組を優先的に進めるべきとお答えいただいております。以上が現状のデータです。

それでは17ページをご覧ください。現在行っている主な事業についてご説明させていただきます。第1に駅のバリアフリー化です。区内では、東京メトロと都営地下鉄の全ての駅、西武有楽町線小竹向原駅にホームドアが設置されています。今年度中には、西武池袋線練馬駅にもホームドアが設置される予定です。また、平成29年度にはホームドア設置駅以外に内方線付き点状ブロック、これはホームの内側を表示する線状突起がついている点字ブロックですが、こちらの設置が完了しております。区は鉄道事業者に対し、これらの支援を行っております。第2に公共施設のバリアフリー化です。練馬区福祉のまちづくり推進条例に基づいて、区立施設、区立公園の整備を行っております。さらに、新設や改修の設計の段階で、高齢者、障害者、乳幼児連れの皆様からバリアフリーに関するご意見を伺い、反映する取組を行っております。本日は「みんなが使いやすい建物・公園をつくらう」という冊子をお配りしておりますが、区民の皆様からご意見をいただく取組について、事例をご紹介しているものです。15ページに平成20年度からご意見を伺った区立施設の設計・整備の一覧を掲載してございます。後ほど中身はお目通しください。

それでは資料に戻ります。17ページです。第3に、駅と公共施設を結ぶ経路のバリアフリー化です。区は12ヶ所の主要な公共施設と最寄り駅とを結び、より安心・快適に利用できる経路を、本年3月に「アクセスルート」として指定し、今後、視覚障害者誘導用ブロックや誘導サイン等の整備を予定しております。お手元に、「アクセスルート指定および改善方針の概要」という地図のようなもの、青いラインの入った表紙の「みんなで作る公共施設へのアクセスルート ユニバーサルデザインガイドライン」という冊子もお配りしております。こちらは、駅と公共施設を結ぶルートのバリアフリー化について、練馬区の取組を簡単にまとめたものです。ガイドラインの策定、アクセスルートの指定の検討にあたっては、前期の地域福祉・福祉のまちづくり推進委員会の委員の皆様をはじめ、多くの区民の皆様にご協力をいただき、ワークショップやまち歩きなどを行ってまとめていったものになります。

資料に戻ります。第4に、民間施設へのバリアフリー整備助成です。練馬区は、区民の生活に身近な店舗や診療所、共同住宅等のバリアフリー改修費用の一部を助成しております。例えば、スロープの設置、洋式便器への改修、自動扉への改修等です。こちらもお配りしております。クリーム色のパンフレット「お店や診療所等のバリアフリー整備を助成します」、緑色のパンフレット「お店のやさしいくふう」を開いていただきますと、改修事例等が載っております。いろいろな資料があって、申し訳ございません。以上、練馬区

で行っております主な事業をご紹介します。

続きまして18ページをご覧ください。これらの現状から、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進めるために四つの課題があると考えております。第1に、鉄道駅の更なるバリアフリー化です。区内の全ての鉄道駅では、1ルートのバリアフリー化は完了しています。しかし、駅の構造上、1ルートだけでは利便性を欠く駅があり、一層の安全性向上が求められており、2ルート目の確保やホームドアを増やしていくことが必要だと考えております。第2に当事者参加の取組です。様々な利用者が円滑に利用できる整備を一層進めるためには、法や条例等の整備基準に基づく整備に加えて、当事者の意見を取り入れた設計や整備が重要です。これまでも行ってきた高齢者、障害者、乳幼児連れの視点を、区立施設や区立公園の整備や維持管理に生かす取組を、引き続き行っていくことが必要だと考えております。第3に、駅周辺等での連続的な整備の推進です。駅や建築物等の個々のバリアフリー化は着実に進展していますが、駅と施設間をつなぐ経路についてはまだ十分ではありません。事業者、区民の皆様との連携・協力を一層強化し、ハード、ソフトの両面から駅周辺地域のバリアフリー化が必要だと考えております。第4に、区民の生活に身近な店舗のバリアフリー化です。データにあるように、商業施設や飲食店へのバリアフリー化への区民の期待が高まっていますが、十分ではありません。特に中小規模の店舗のバリアフリー化を促進するため、事業者の主体的な取組を促す方策の検討が必要だと考えております。以上、ハード面でのバリアフリー化の現状と課題についてご説明いたしました。よろしくお願いいたします。

部会長 ありがとうございます。全体の資料説明をいただきましたけれども、たくさんの資料があって、全てに説明どおりに目を通していくのはなかなか難しいかとも思いますが、それぞれの資料で構いません。資料3、添付の資料、小冊子やパンフレット等ありますが、そちらについてのお話でもありましたら遠慮なくご発言いただければと思います。

部会員 全部を読んでみて、聴覚障害者に対する情報の保障がないと考えました。我慢しなければならないような状態です。これからは文字によるものですか、映像によるものですか、そういったものを含めていただければ、見てすぐ分かる。聴覚障害者、つまり、ろう者や難聴者等も見れば分かる。高齢者でも同じで見れば分かるような誘導の方法などがあるといいと思います。声だけでは、高齢者でも耳の遠い方もいらっしゃいますし、どうしたらいいか分からないということもあると思います。自立、情報保障の意味で、映像等を含めていただければいいと思います。声によるものが多すぎると思いました。

部会長 今の点について、何かございますか。

建築課長 聴覚障害者の方への対応につきまして、今、区で進めています、公共施設へのアクセスルートユニバーサルガイドラインの中でも分かりやすい標示に努め、聴覚障害の方に対しても配慮していくと考えているところでございます。また、この会議運営についても、次回以降、聴覚障害者への配慮について、工夫をしていきたいと考えておるところでございます。

部会長 今の部会員のご質問は、今までやってきた、例えば、資料3の現状と課題を見た時に、聴覚障害者あるいは情報保障の観点からの指摘が少ないのではないかと、そういうようなことでしょうか。あるいは、具体的に鉄道ですとか、ルートや道づくりの問題ですとか、そういったようなことで情報保障関連のピースが少ないのではないかと、ある

いは、そういうことについての計画だとか問題意識を持っているのかどうかと、そういうことでしょうか。

部会員 例えば、健聴者は話すことも聞く事も出来るので、文字情報等はあまり必要としないかもしれません。私の場合ですと、健聴者から教えてもらわないとその情報に気づけません。例えば電車に乗っている時でも、車内アナウンスは聞こえません。車内アナウンスも文字で表示して欲しいです。健聴者は常に音の情報が入ってきますが、聞こえない我々は視覚だけが頼りです。聞こえている人並に情報がほしい。そういうまちづくりをして一緒に考えるという、その考え方であると思うんですけども、その点がどうなっているのかなと思いました。今後は我々の社会参加の意味でも、更に変えていっていただきたいと思っております。

部会長 ありがとうございます。説明等の仕方についても、事前配布はしているんでしょうけれども、なかなか全部に目を通すのは、時間の関係もありますでしょうし、お仕事もお忙しいと思うので、見きれなかったかと思えます。できる限り、つぎの会議では内容についてもしっかりやっていきたいと、よろしく願います。

部会員 資料21ページの練馬区の課題ですが、「福祉のまちづくりを心の教育や情報提供」とご案内いただいているところですが、「心の教育」というのは、どのような意味の言葉になるか、具体的にはどういうことなのかを教えていただければ、分かりやすくなるかなと思います。

部会長 事務局から説明をお願いしますか。

福祉部管理課長 本日、資料3の中で、「2 現状と課題」の(1)の18ページまでを事務局で説明させていただいてまして、19ページ以降はこのあとと考えております。

部会長 それでさっき説明しなかったのですね。

福祉部管理課長 心のバリアフリーについてはこのあと議論できればと考えております。

部会員 分かりました。申し訳ございません。

部会長 でも、どういうことなのかは、今言っても。別に出し惜しみする必要はないですし。せっかく資料がついてきているんですから。

福祉部管理課長 分かりました。もうひとつのクリップで止めてある資料を、九つほど資料があるんです。この中の上から2枚目ですね、「東京2020大会オリンピック・パラリンピック競技に向けた心のバリアフリーを推進」と書かれています。結局、ユニバーサルデザインを進めていくときには、まず違いを理解して、その上で認め合って、それでお互いにみんなが住みやすいまちを作っていくという、そういった考え方になりますので、心のバリアフリーというのは、そういったベースになる考え方ということで、東京2020大会に向けて、全都立学校がこの心のバリアフリー教育を進めていくということにもなっておりますので、それを練馬区としても進めていきたいと考えております。

部会長 高齢の方や障害のある方、様々な人たち、障害のあるなしに限らず、外国人も含めた人たちを、実際には理解することはなかなか難しいんですけども、そういうような方向へ向かっていって公平な差別がない社会を作ろうという、共生社会といいますけれども、そういう方向に向かっていくと。東京2020大会の、来年度から文科省でもそういう学習指導要領が改正されていきます。すでに東京都も含めてテスト的に動いていると思いますので、少し状況が変わるかもしれません。

部会員 続けて聞きます。今、その心のバリアフリーの大枠を理解させていただいたところなんですが、もし今の議論とかけ離れていたら指摘していただきたいんですけど、駅の転倒防止等で様々な対策をする、柵を作る等ですけど、そういうものが資料の中で進んでいると案内があったかと思います。鉄道の方々にも教えていただきたいんですけども、ここでいうバリアフリーというのは、例えば、障害のある方が安心して駅を歩いて電車に乗れる、それは私も理解しているところだと思っているんですが、一方で、健常の方って、さっきお言葉がありましたので、そういう言い方していいのかどうかあれなんですけれども、スマホ等を見ながらホームから落ちる等というようなことも、あわせて転倒防止という中には入っているのかなという理解なんです。これからのお話の中で、そういう人たちも同じように転倒防止を避けることができるように、バリアフリーっていうのはこれからも解釈していくのか、障害の方はっていうようなバリアフリーっていう解釈をしていくのか、ある意味、スマホ見て自分で落ちちゃう人は、それはそういう人じゃないよっていう解釈をこれから一緒にさせていただくのか。最初なので勉強不足で申し訳ございません。教えていただければと思います。

部長 鉄道事業者に、今日、私は西武鉄道を利用して来たので西武鉄道さんからお願いしたいと思います。

部会員 今、ホームドアの話もありましたけれども、基本的に鉄道会社でバリアフリー法に則ってやるものは、エレベーターであったり、手すりの点字であったり、案内板であったり、多機能トイレ等のことです。ホームドアに関しては転落防止っていうところもありますが、基本的には電車の安全を守るためというところも多いので、ホームドアに関しては障害者だけのためというものではないと思っております。エレベーターとか点字ブロックに関しては、あくまで障害者のため、という位置付けもあるんですけども、鉄道の中で転落で一番多いのは酩酊者というか、お酒を飲んで転落される方が一番、人的にも多くてですね、それによって輸送障害であるとか、人命に関わってくる部分も多いので、後は当然、混雑による安全を高めるためとか、いろいろな観点でホームドアを整備していくことになっていますので、一概に障害者のためだけという認識ではないと思います。

部会員 ホームドアの整備目的としては、やはり第1に安全を確保するというところでございまして、特に対象を誰にということではなくて、全てのお客さまに対して安全を確保する、そういった意図で整備しております。

部会員 ホームドアだけではなくて、バリアフリー全体という観点からお答えしようと思えます。まず、ホームドアにつきましては、ほかの鉄道事業者さんのおっしゃられたとおりで、ホーム上の安全対策になりますので、これは障害者の方だけではなくて、健常者も含めた取組だと考えておまして、今、全駅整備を目指して工事を進めているところでございます。バリアフリーにつきましては、やはりハードだけではなくて、ソフトも重要だと考えております。当然のことながら、その対象は障害者だけではなくて、健常者の方についても重要だと思っております。先ほど、聴覚の方から情報保障のお話がありましたけれども、駅の改札に大型モニターを設置して列車障害の情報等を提供するですとか、直近の議会で質問等がありましたけれども、子育て世代の子育てを応援する車両を導入しようということで、今、計画しているところでございます。従いまして、安全対策も含めて、

いわゆるハードだけの対策ではなくて、ソフト、例えば各駅にサービス介助士の資格を持ってもらって、全ての駅にサービス介助士の資格を持っている駅員を配置するとか、声掛け運動ですとか、ホーム転落防止ということでポスター等を掲示させていただいているんですけども、そういったソフトの対策を合わせて総合的な観点で進めております。

部会長 ありがとうございます。スマホ対策はどうかということからのお話ですが、結果論としては、いろいろな人たちが安全・安心にということ、ひとたび転落事故が起これば全てに影響するので、それを防止するということですね。

部会員 まずお聞きしたいのが、ハード面での整備として、練馬区の主な課題、特に18ページ辺りに書かれています。いくつかありまして、こういったハードを整備してまちづくりを進めるということで書かれています。気になったのは、こういったハードの整備に加えて、すべきこととして、できた後、いわゆるハード面のメンテチェックや使われ方が果たして目的に叶っているかどうかという部分、チェックです。特に、壊れたりだとか、そういったものは日常的なものなんでしょうけど、見回りでできるんでしょうけども、そういったメンテナンスですとか使われ方のチェック、あと、本当にこれでいいのかどうかという見直し、そういったソフト面でのシステムというのが、ひとつは事業者ごとにあるのかどうか、社内規定とか、例えば、週に1回見回るとか、あるいはご意見箱を設けてあるとか、そういった事業者ごとのルール、ないしはそういった習慣みたいなものがあるのかということ。もうひとつは法令的な基準というのがあるのか。例えば、まちづくり条例の中にあるのか。ガイドラインの中を見ると、その辺りが見受けられないんですが、それらに関しては今後、現状課題という中で施策として何か具体化していく方向性を持っているのかどうかをお聞きしたい。これが必要なものだっていうのは、例えば、防災設備、消防設備なんかに関しては法令でもって必ず定期点検だとか整備されています。これは設置主体ごとに変わらず義務付けられたりしているんですけども、そういった方向性がユニバーサルデザインだとかバリアフリー施設、ハード面で必要かどうかという議論はあるかとは思いますが、そういったことはどうお考えなのかをお聞きしたいと思います。

建築課長 まず、施設を設置する上では類似の施設を見て、その上で課題を考えて、それを設計に反映しています。でき上がったものに関しては、再度検証をして、きちんとした使われ方ができているかどうか、というのを見ていくというような仕組みを作っているところがございます。

部会員 検証システムはあるってということですか。

建築課長 建築基準法ですと、当然、その所有者が維持管理をするのは責務ということで定められています。バリアフリー法でも維持の義務がございますし、昨年策定しましたアクセスルートガイドラインの中でも「施設の維持・点検に努めること」としてございますので、今後、しっかりやっていきたいとは考えております。

部会員 作ったはいいいけれども、それが合わないとかね。実際使ってみると、例えば、聞こえる方、聞こえない方、見える方、見えない方、いろいろおられるし、見えたり聞こえたりする方でもこれちょっとということもあるでしょうから、そういった、いわゆる単純メンテじゃなく、使われ方が果たして実状に合っているのかどうか、目的に合っているのかどうかのチェックは、たぶん今のシステムの中にはないと思いますので、その辺りも

考えてほしいなと思います。

副部長 維持管理という点で、以前、練馬区独自か分からないんですけども、区民みんながチェックをしていこう、街で何か不具合を見つけたら、ネットにアップしようという取組をされてましたよね。そちらは継続しているのでしょうか。

福祉部管理課長 サポーターですね。練馬区として、そのところは写真で送ってもらったりして、対応するということは継続的にはやっております。アプリです。

副部長 練馬区民みんながチェックしていくというのは継続的にやってらっしゃる？

部長 民間団体がやっているものですか？

福祉部管理課長 練馬区です。

部長 区で？ そうですか。

部会員 周知が足りないような。

副部長 周知がね。

福祉部管理課長 今のお話は「ねりまちサポーター」という名前で、例えば、街路灯が切れているとか、そういった時、あとはごみの不法投棄があるとか、気がついた方たちにどんどん送ってもらって、それですぐに対応できるようにしましょう、という取組を区全体でやっております。

副部長 もっと情報の発信があると、みんながサポーターというか、全員に広がっていくんじゃないかと思います。

部長 ありがとうございます。では、部会員、お願いします。

部会員 2点あります。1点は、駅の1ルート化ということです。1ルートの考え方そのもので、例えば、私たち視覚障害者がいつも困っているのは、切符を買う時に点字ブロックにやたらと並ばれている。つまり、カードがあっちも買える、こっちも買えるっていうのじゃなくて、そこに集中しているかもしれないので、その辺を上手に分けることをぜひお願いしたい。改札に入る時にも、両方通行の点字ブロックで必ず視覚障害者の方が譲る、弱い者が譲るということになってしまっています。あとは、ちょっと違いますが、視覚もそうですし、認知症もそうでしょうけど、人間の言葉を必要とすることが結構あって、一般区民に聞くってということもありますけれども、できれば駅の方で、なるべくやさしい気持ちで対応していただきたいと思います。また、1ルート化の中で、他所であったことですが、駅から別の駅に行く時に、ここは私どもの担当ではないということで、交番でお巡りさんと呼べという話になって、お巡りさんがその間を運ぶと、それで別の駅に行くという、そういうようなことが現実的にありました。例えば、練馬に戻して言えば、大江戸線から西武池袋線に移動する時には、両方ともOKになっているのか、どっかで交代するのか、あるいは途中はしないのかとか、そういう問題を少し整理していただくと、視覚障害者にとっての1ルートっていうのもあるのじゃないかなと、その辺も整備してほしいなと思います。

2点目は、医療施設のバリアフリーについてはとても遅れていると、私は思っています。視覚障害者でいえば、弱視の人たちが対応が困難なことが多いんですが、レントゲン室に行くなり、どこどこに回されるなりっていうのもそうですし、大きな病院になればなったで、例えば、いくつもやることがあって、あれをよく高齢者がこなすなあと僕は、練馬順天堂の人はいないみたいなので、そういう気がしたんですよ。やっぱり、ここはもう少し、

医療施設のバリアフリーを整備した方がいいんじゃないかなあと考えています。それで、現実的に知的障害者の人が練馬の病院に治療・入院を求めたところ、手術はOKなんだけど、その後の面倒を看ることがとても困難であるということで、断られたんですね、病院自体を。そういうことがありますので、受け入れられる、大きな病院で断られたら、もう行くところがなくなっちゃうんです。なるべく、というか絶対にそういうことがないようなシステム作りっていうか、そういう部分がないといけないんじゃないかと聞いていて思いました。ぜひ、医療施設のバリアフリーを実現してほしいと思います。

部会長 ありがとうございます。最初のご質問の1ルートについては、これから複数化をしていくっていうか、これは当たり前といえば当たり前なんですけれども、1ルートが立てられてもう20年以上。20年前の話なんで、今はそういう時代ではなくなってきて、ようやく制度あるいは整備ガイドラインによって作られてきています。後半の医療施設については、アンケートでもハード系でも、かなりニーズが高くなっています。高齢化の問題もあるでしょうし、様々な背景があるかと思いますが、従業員ですとか、医療従事者への対応の辺りも、今回の法改正の中でも、建築物の施設管理者や、先ほどサービス介助士のお話なんかもありましたけれども、施設管理者側が、当然、それを情報開示していくというのが努力義務として求められているところです。区としても状況把握をしていただいて、様々な公的な利用施設を含めてですけれども、次回辺りまでにそういう情報についてどうなっているかを把握していただければと考えます。

部会員 なかなかまとまらないので、申し訳ないんですけども、まず、資料4-1に「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める(ハード)」と書いてあって、「公共的建築物のバリアフリー整備状況等の公表」というのがありますが、これはどこかに資料で入っているんですか。

部会長 今日の資料ではないですね。これから立てていく項目立てということですよ。

事務局 現在の計画についてですか？

部会員 そうですね、現在の計画です。なければ結構なんですけれども、資料を読ませていただいて、「ハード・ソフトの両面から駅周辺地域のバリアフリー化を進めていくことが必要」と書いてあってですね、実際、私ども受託事業を行っております施設です、先ほどの部会員のお話を聞きながら、皆様が実際に来られたかなっていうのを考えていたんです。実質的にはそういう話が聞こえないという側面がありまして、利用されたかどうかも含めて、そういった利用者の声が聞いてみたいなというところはあります。

それから、もうひとつ。私どもは受託事業の区立施設ですけれども、実際に一度、車いすの方が就業を希望されて見に来たことがありました。私どもの施設そのもの、利用者向けのバリアフリー化は完全に進められていて、利用は容易だとは思いますが、じゃあ働く方はどうかというと、事務室の入り口は、どちらかというと大きい僕でも狭いと思うほど狭くて、相談室の入り口も同じ規格の大きさのドアで狭い。であれば、車いすの方は使えない。それから、ソフト面でいえば、聴覚障害の方、視覚障害の方が来られた時に、先ほどあった情報保障の面も含めてなんですけれども、どれだけ情報を、そういった方たちに効率的に有効にサービスをできるかということに関しては、あまり進んでいない、区とも協議したこともないですし、あまり進められていないかなというのが実感です。ですので、その辺を含めて、委託事業者もどういう努力をすべきなのかとか、そういった

区の所管課との協力も、この計画に含めていただければな、というところは感じました。

部会長 ありがとうございます。とても重要な指摘だと思います。先ほどの医療、病院なんかでもそうですね、指定管理者制度みたいなものがあったりすると、区としてはユニバーサルデザインを標榜していても、指定管理者が全然それを理解していないということは、よくある話です。そういうこともありますので、今のお話については、視聴覚関係のお話だけでなく、場合によっては働き方改革じゃないですけど、そういうようなものに共通するものを、これは推進計画にどこまで盛り込めるかはあるかもしれませんが、少なくともコラム的には取り上げることは可能かと思います。それを検討していただいて、今の部会員のご意見を落とさないようにしていきたいと思います。

福祉部管理課長 今のご指摘、まさしくおっしゃるとおりでして、障害者差別解消法ができた時に合理的な配慮ということが出てきました。その時に、指定管理者と区との協定の中にもその情報を盛り込みまして、指定管理者、あるいは今後の委託に関しても、きちんと区直営のもの以外であっても、その合理的配慮についてはきちんとやっていくことは契約の中でも位置付けております。引き続き障害者差別解消法の研修等もやっておりますけれど、進められるように努力してまいりたいと考えております。

部会員 よろしくお祈いします。

部会長 よろしくお祈いいたします。また、そういう好事例がありましたら、積極的にPRしてもらえると良いと思います。よろしくどうぞお祈いいたします。

部会員 確認ですが、練馬区の障害者手帳の保持者数が3万人ってというのは、そんなにいらっしゃるんですか。住民が72~73万人で24分の1ですか。そんなにいらっしゃるんですか。私は商店街の者ですが、うちの商店街には誰もいないような気がするんですけど。

副部会長 手帳の区分は1級から6級まであったり、身体障害者の中でも、内部障害の方とか、見た目で見えない障害で手帳を保持している方がいらっしゃいます。知的障害者や精神障害者の方で手帳を持っていても分からなかったりもあります。逆に、持ちたくなくて持っていないという方もいらっしゃいますので、実際にはこのぐらいになるという考えでよろしいかと思います。

部会員 はい。それと、障害を持ってらっしゃる方が一番嫌いなのは、商店街なのかなって、見て思ったんですね。商業施設、飲食店、これらが非常に比率が高く、特に行政からバリアフリーにするとか、そういう指導というものはあまりないんですね、現状としては。それで、何がしてほしいかって言われると、例えば、誰でもトイレというのがあります。誰でも緊急にトイレが使いたい人に使えるような施設を助成金を受けながらやるとか、そのくらいでしょうかね。あとは自分の施設は段差があるから、それを助成金を受けながらやっていくっていうようなくらいでしかなくて、別にうちの商店街の中に点字ブロックがあるわけでもないし、何にもないんですよ。ただ、どういうふうにして障害者の人に、何かやってあげることがあるんだったら提案していただいて、それを形にしていけたらと思いました。

部会長 ありがとうございます。有難いお話です。

福祉部管理課長 実は、私どもはソフトの部分を担当しているのですが、商店街でできることは設備を整えるとか、段差をなくすということだけじゃなくて、声を掛けて、何に困ってらっしゃって、どうしてほしいのかっていうことを、当事者の方に聞いていただい

て対応していただくというようなことも、十分できることなんですね。例えば、飲食店であれば、グラスは持ちにくいけれど、ワイングラスのように下が細くなっていると持ちやすいという方がいらしたり、食べ物を提供した時に置いて帰るんじゃないかって、不自由そうであったら、例えばナイフとフォークで切ってさしあげてからお出しするといったこととか、できることって結構あるということなんですね。そんなことがありまして、実は9冊の中の1冊に「私にできるちょっとしたこと お互いの理解のために配慮・対応3」というのを作りました。例えば、お店の中だったり、乗り物の中だったり、その中で皆様が自分のできる範囲でできることがあるということをご分かってください、ということで冊子を作りました。当事者の方たちのご意見をお聞きしながら作っている冊子ですので、ぜひ、本当にできる、初歩的なところから書いてみましたので、もしよろしければお目通しいただけたら有難いと思います。こういったものを区のホームページでもご紹介しているのですが、たぶんまだまだ周知が足りないと思いますので、もう少しPRに努めていきたいと思っています。

部会員 もし、そういうようなお話がございましたら、例えば、冊子とか簡単なものでもいいんですけども、商店街の中で配るとかね、そういうことはすぐできます。これがインターネットを見てくれとかになっちゃうと、ちょっと重い作業じゃないかなと思うのですが、配っていただくような機会を設けていただいてもいいんじゃないかなと思います。今後作ったら、よろしくをお願いします。

部会長 ありがとうございます。とても嬉しいご発言です。これはお礼を申し上げたいと思います。普通はなかなか、商店街とか組合の方は、そういう言い方をしないので、そういうふうに言っていたらとですね、やっぱり遠慮されているのではないかなという感じはしますね。本当は、こういう資料作っていっぱいあって配りたいんだけど、じゃあどこに配ろうとかですね、本当にこの団体に言っているのか、また何か、けんもほろろに断られちゃうんじゃないとか、時間がないと言われちゃうんじゃないとか、あると思います。ぜひ、これを機会に部会員から組合員の方々にご周知いただければ大変有難いと思いますので、よろしくお願ひしたいと思っています。ありがとうございます。

部会員 これは、行政へのお願いなんですけれども、私ども、老人クラブは練馬区に約125あります、単位的にはですね。それを総括しているのが老人クラブ連合会です。会員は、今、1万人弱います。ご承知のように老人ですから、だいたい70歳以上の高齢者です。高齢者対策のこともやったんですね、認知症の予防対策だとかね、そういう場合の会場は、地域集会所を利用させていただいているんですけども、数が大分少ない気がするんです。だいたい、ひとつのやつに50~60人がね、キャパシティ、収容能力がほとんどなんです。もう少し、規模を大きくして、予算の面もあろうかと思われまうけど、そういうことを充実させていただきたい。いわゆる公共施設を充実させていただきたい。本当に有難いと思っています。ぜひ、ひとつお願ひしたい。今いくつぐらいですかね、集会所は？

建築課長 地域集会所の数は、あとで説明させていただきます。よろしいでしょうか。

部会長 あとで、はい。よろしいでしょうかね。今日は第1回目ですけども、資料がたくさん配られましたが、ご発言もたくさんいただいております。この資料3につきましてもですね、まだまだ細かく分析して、ご説明いただこうとするときりがないと思います。今日は18ページまでの説明と、たくさん、皆様からのご質問等もいただきました。これに

については計画に反映できるように、いろいろと検討していかなければいけないかと思いません。1ルートの話ですとか、建物を建ててもバリアフリー化しても、その後のメンテナンス、あるいは利用者に検証をきちんとしているのか等、とても重要なご指摘もありました。しっかりと盛り込んでいけるようお願いをしたいと思います。

それから、行政からの情報提供が少ないのではないかと、これは視覚情報、聴覚情報等の情報保障等も含めてですね、この辺りも含めて、これからやっていただきたいというふうにお願ひしたいですね。とにかく管理ですね。区立の施設を使う時の指定管理者への情報提供ですとか、教育なんかも入ってくるかとは思ひます。その辺りもこれからの課題、今の課題かもしれませんが、少しでも計画に盛り込めるようにご助力をお願いしたいと思います。

では、発言で、更に追加をしておきたいという方はいらっしゃいますでしょうか。もちろん、この会議だけではなくて、この部会の終わった後でも、事務局にお寄せいただいても結構です。ひとつよろしくお願ひいたしたいと思います。

事務局 現状と課題の後半もご説明させていただきます。

部会長 分かりました。

事務局 皆様、資料3の19ページをご覧ください。現状と課題の(3)多様な人の社会参加に対する理解の促進について、ご説明をさせていただきます。こちらはソフト面のバリアフリーのことについてのご案内となっております。建物や駅等のバリアによる外出しにくさについて、地域福祉活動を行う団体の方や個人の方にお答えをいただきました。「バリアを感じたことがない」という方が回答で最も多く37.5%となります。「感じるものが減った」もしくは「どちらかというバリアを感じるものが減った」を合わせると30.4%、「バリアを感じるものが逆に増えた」という方が19.8%ということで、バリアを感じたことがない、であるとか、バリアを感じるものが減ったと感じている方が、約7割近くいらっしゃるということが分かります。

20ページをご覧ください。こちらはユニバーサルデザインに関する認知度を表したグラフになります。「ユニバーサルデザインの意味を知らない」という方が、「言葉を知っていたが意味を今回初めて知った」というのと、「言葉も意味も今回初めて知りました」と合わせると約67%であり、「ユニバーサルデザインの言葉も意味も知っています」という31.2%をかなり上回り、言葉も意味も知らないという方が多い状況となっております。

21ページをご覧ください。福祉のまちづくりを進めるために必要な取組について、こちらでも地域福祉活動を行っている団体の方や個人の方にお答えをいただきました。ソフト面における福祉のまちづくりを進めていくためには、「学校での思いやる心を醸成する教育」が一番多く48.1%、「手に入れやすく、わかりやすく、使いやすい情報提供」が必要だと考える方が35.6%と多くなっております。子どもたちへの心の教育と身近な情報提供の構築が求められております。

22ページをご覧ください。関連する練馬区の主な事業は五つございます。ひとつ目は、ユニバーサルデザイン推進ひろばです。こちらは、ユニバーサルデザインの正しい知識の普及・啓発、小学生向けの体験教室を行っております。お配りをしました資料の中で、「ユニバーサルデザインを体験しよう」ということで、こちらは小学生向けの学校外編ということで、小学生向けの体験教室ということで、学校に向けて3回、250名の方にご参加い

ただいたのと合わせて学校外編ということで、体験教室を行った以外のお子さんの方々に募集を募りまして、夏休み中にユニバーサルデザインについて学ぶ講座ということをしていただきました。こちらは昨年2回実施いたしましたして、91名のお子さんたちにご参加をいただきました。続きまして、「(2)小学生ユニバーサルデザイン体験教室マニュアルの発行」になります。こちらもお配りをいたしました資料の2点目をご覧くださいと思います。こちらは、今年発行させていただきますして、全小学校に配布をした資料となっております。小学生の総合的な学習の時間にお使いいただくためのマニュアルとなっております。ユニバーサルデザインについてであるとか、心のバリアフリーについて、小学校の先生たちがこのマニュアルを使って、お子さんたちにバリアフリーであるとか、ユニバーサルデザインについて、お子さんたちに気づき・共感以外に思考・行動のスペックということで学んでいただく内容となっております。続きまして、「(3)普及・啓発アトリウム展示ユニバーサルデザイン展」は、昨年、練馬区役所のアトリウムにおきましてパネル展を開催させていただきました。8月16日から23日に行いまして、来場者は1,920名の方にお越しいただいております。二つ目の「ねりまユニバーサルフェス」です。こちらは、スポーツや音楽、アートを楽しみながら、お互いの理解を深めることができるイベントを実施しております。こちら資料をご覧くださいと思います。昨年12月15日に行いましたUDパークには約2,000名の方に来場をいただきまして、多くの方にユニバーサルデザインについて学んでいただく場となりました。三つ目の「多様な人との相互理解を図るための小冊子の作成」につきましましては、障害当事者の方であるとか、子育て中の方、外国人の方にもワークショップにご参加いただきまして、先ほど管理課長からもご説明をさせていただきましたが、3冊の小冊子を作成させていただくことができました。こちらは区立施設等で配布をさせていただきますしてあります。続きまして、四つ目になります。「地図情報と連携したバリアフリー情報の発信」となります。こちらは、お配りしております資料の中で、この2枚綴りのコピーのものとなっております。ホームページのものを印刷したものとなっております。こちらはパソコン、スマートフォン、タブレット端末等で、練馬区内および近隣の施設のバリアフリーの情報をご案内させていただきますしてあります。掲載施設は233ヶ所となっておりますして、入り口の段差の情報であるとか、エレベーターや誰でもトイレやオストメイト用設備、大型ベッド、ベビーベッド、キッズトイレ等の情報を提供させていただきますしてあります。こちらは今、月間で約2,000アクセスほどある状況となっております。続きまして五つ目、「やさしいまち通信の発行」となっております。こちらは資料の一番後ろのタブロイド判の冊子となっております。地域活動団体の情報であるとか、身近な地域の情報を発信し、外出しやすい状況の整備状況等をご案内したり、あとは、相談情報ひろばの紹介等、地域での取組について発信している新聞となっております。年間4回発行させていただきますしてあります。今回7月に発行したものは、4月に開園をしました練馬総合運動場公園について、ご紹介をさせていただきますしてあります。

続きまして、練馬区の主な課題を二つ挙げてあります。ひとつ目といたしまして、約67%の人がユニバーサルデザインの意味を知らない状況にあります。障害者や高齢者、子ども、外国人等、多様な人の立場や心身の状況によってバリアがあることに気づき、理解しようと努め、互いの個性を認め合える地域づくりが重要となっております。そこで、多様な人のバリアを理解し、誰もが快適に生活できるよう「心のバリアフリー」を推進することが

必要と思っております。また、様々な人が参加・交流し、ユニバーサルデザインの理念を学ぶことができる場が必要となります。2点目です。ハード面でもバリアについては感じたことがないや、感じるものが減ったを合わせると、約67.9%と、バリアの解消が着実に進んできている状況であります。ハード面の整備だけではなく、ソフト面の取組を実践していく必要がございます。そこで、次世代を担う小学生向けに、ユニバーサルデザインへの理解を深める教育が必要である。また、全ての人々が必要な情報を容易に入手し、理解することができるよう、様々な情報のユニバーサルデザイン化が必要と考えております。説明は以上となります。

部会長 ありがとうございます。資料4の説明も合わせて説明していただけますか。

(5) 検討内容の整理

事務局 それでは、引き続きまして、資料4-1と資料4-2をご説明をさせていただきます。この資料は、今回の福祉のまちづくり部会で検討を予定している範囲についてご説明をするものです。4-1は現在の地域福祉・福祉のまちづくり総合計画の行程を基準に検討内容を整理しています。現行計画は「ともに支え合う地域社会を築く」、「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」、「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」、「福祉サービスを利用しやすい環境を作る」の四つの施策で構成されておりますが、今回、改正社会福祉法で求められている、「複合的な課題・福祉分野の共通課題への対応を強化する」を加えて、計五つの施策について、推進委員会(親会)と二つの部会で分担をして検討することにしております。表の右はじに「親会」、「まち」、「権利」と書いてあるんですけども、こちらの方でご覧いただいたように、「まち」と書いてあるのが、この「福祉のまちづくり部会」で検討をさせていただく内容になります。おおむね、施策2と施策3、ハードとソフトの福祉のまちづくり分野に関することをご検討いただきます。施策3の福祉のまちづくりのソフト分野については、「親会/まち」となっております。内容としては、施策1の「ともに支え合う地域社会を築く」にも関係しておりますので、そのような表記をしております。参考までにご覧ください。

資料4-2は、改めて、「次期練馬区地域福祉計画の体系」ということで、整理をし直したものです。点線で囲っております施策2、施策3がこの「福祉のまちづくり部会」で検討する内容です、ということをお示ししている表になります。そのまま資料5もよろしいですか。

部会長 お願いいたします。

事務局 それでは続いて、資料5です、こちらの黄色の表になります。こちらは「次期練馬区地域福祉計画の施策(案)」で、施策2、施策3について重点取組の内容のおおまかなイメージをお示ししたものです。これについては確定しているものではなく、ご議論をいただくためのイメージということをお示ししております。

簡単に読み上げさせていただきます。まず、施策2「ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める」の「重点取組1 鉄道駅や周辺のバリアフリーの充実」は内容として、駅と周辺の主要な公共施設を結ぶ経路のユニバーサルデザイン化、駅のバリアフリー化の促進。「重点取組2 使いやすい公共施設を増やす」は内容として、より使いやすい区立施設、区立公園の整備、福祉のまちづくり推進条例整備マニュアルの改訂、誰もが

利用しやすいスポーツ環境づくり、「重点取組3 安心して使える・気軽に行ける身近な民間施設を増やす」の内容として、民間建築物のバリアフリー改修の促進、設計や施工に活かすユニバーサルデザイン技術の蓄積という内容を検討していきたいと思っております。

新しく加わった部分だけご説明しますと、重点取組1の「駅のバリアフリー化の促進について」です。これまでの計画では、計画事業として鉄道駅のバリアフリー化は入れておりませんでした。新たに追加を考えております。鉄道事業者等関係者と協議し、2ルート目の整備に取り組んでいければ、と考えております。また、重点取組2の二つ目になります。福祉のまちづくり推進条例整備マニュアルの改訂です。これまで、区民の皆様からいろいろな取組を通して伺いしてきたご意見や、バリアフリー整備に関する国や東京都の新たな基準の考え方等を整理し、民間の設計者の皆様や建て主の皆様にも分かりやすいマニュアルというのを新たに作成していきたいと考えております。新しい部分は以上です。

事務局 続きまして、施策3「多様な人の社会参加に対する理解を促進する」です。

「重点取組1 学び合いで、個性を伸ばし、感性を育む」は、多様な人との相互理解の促進、小学生ユニバーサルデザイン体験教室の拡充となっております。互いに異なる個性に気づき、認め合い、やさしいまちづくりの取組のすそ野の拡大に取り組むための普及・啓発事業となります。「重点取組2 利用しやすい情報・案内で、安心・快適な生活を支える」は、印刷物のユニバーサルデザインガイドラインの活用、地図情報と連携したバリアフリー情報の発信、イベント等におけるICTの活用ということで、今まで以上に、障害のある方、そうでない方も含め、情報が取得しやすい環境や、情報の拡充に取り組んで参ります。「重点取組3 やさしいまちづくりの取組のすそ野を広げる」は、ユニバーサルデザイン推進ひろばの充実、「まちを笑顔にするための第一歩」の推進、やさしいまち通信の発行です。「まちを笑顔にするための第一歩」の推進につきましては、障害当事者や子育て中の方から、本年度、アンケート等でご意見をいただきまして、日頃から利用する商業施設等で利用して良かったこと等をアンケートを取らせていただければと思っております。その良かったことを地域の商店街や商店の方にフィードバックをさせていただきまして、その良かったことを更に広げる取組というのを進めていきたいと思っております。

部会長 ありがとうございます。資料3の後半部分、19ページ以降をご説明いただきました。現状の取組、あるいは認知度調査といったようなこともあります。そして、現在の計画を基準にした検討内容の整理が資料4-1、それから資料4-2でこれからの重点取組について、資料5も含めて説明があったかと思えます。

私から最初に質問ですけど、資料4-1の施策2、施策3と、重点取組の1、2、3のつながりはありますか。

事務局 今はないです。

部会長 ないんですね。全体の体系として、現行計画と次期がどういうふうにつながっていくのかが整理されていると分かりやすい、そんな感じがいたしました。

部会員 資料の確認だけしたいんですが、資料4-2で、一番上に白抜き文字で左から、理念、目標、施策、重点取組と書いてあって、その下に3番目に施策と書いてあります。その施策の2と3、これが、この当まちづくり部会の担当と考えていいんですね。

事務局 そうです。

部会員 はい。それで、その点線枠の中の施策2というのは、資料4-1の施策2は、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを進める、これは文言全く一緒ですけど、そういうことでいいんですね。

事務局 はい。そうです。

部会員 はい。それで施策3、これは、多様な人の社会参加に対する理解を促進する、これは、福祉部で紹介している資料4-1の施策3と全く同じだということでもいいことですね。それで、この点線枠の中の矢印の右、それぞれ施策2、3に関して、重点取組1、2、3とあるんだけど、施策3に関してはこれがおそらく、資料4-1の施策3の取組項目、とまったく同じ、ということですね。一方、資料4-2の施策2の重点取組1、2、3っていうのは、これは資料4-1とは直接的にはリンクしてない、文言としてはつながってない。

事務局 整理をさせていただいています。

部会員 分かりました。この辺りは、よろしいんですか。文言が一緒になってなくてよろしいわけですか。それがひとつ言いたいことです。それともうひとつは、資料5と資料4-1、4-2は完全にリンクしていると考えないとまずいわけですね。

副部長 4-2と5は一緒ですね。

部長 資料5までの整理が、まだちょっとできていないと。作った人は分かっているんでしょうけども。

部会員 資料5に、できれば事業番号を入れてくれると有難い。

部長 そうですね。

部会員 資料5の施策2、施策3のそれぞれ、資料4-1を見て事業番号を拾っていったんだけど、よく分からないところが出てきているから。これはリンクしないとおかしいわけでしょ、事業番号は。

部長 これは次回までに、つながり方がどうなっているのか整理していただきましょう。前後が違うのもありますしね。

部会員 そういうこと。そこをうまくやってくれば。

福祉部管理課長 では、考え方だけ、ご説明いたします。資料4-1というのは、基本的に4番の色がついているところまでは、現在の計画にのっかっているものを書いているものです。この中をよく見ていただくと、同じように事業番号と書いてあっても5年間の目標が書いてあるような、そういう事業番号と、事業について説明しているだけの、すごくあっさりした事業番号と、こういう一覧表でただ説明してあるだけのものと、5年間で何をやっていくのかっていう目標を立てているもののが、同じレベルで事業番号と書いてあります。そのため、もう少し再整理をして、もうこれはできているとか、これとこれはほとんど同じことなので統合したり、分けたり、新しくやるものだったり、そのメリハリをつけつつ、再整理をしましょうということで、新しく来年度からの計画を再整理させていただいたのが、資料4-2になっています。ですので、資料4-2の中の点線で囲まれているものが、資料5になっていますので、4-2と5はこれからの計画で、こっちのもっとカラフルな4-1は、現在の計画のものなので、違ってきます。どう整理したのかが分かりにくいという点につきましては、次回、何をどうくっつけたからこれになった、み

たいなものが必要でしたらお話しします。

部会員 分かりました。

部会長 場合によっては、もう4 1は飛ばしちゃって、4 2と資料5を重視した方がいいかもしれませんね。

福祉部管理課長 はい。そうしていただければ。

部会員 すみませんがね、今の話はさっぱり分かりません。見えない人にとって、何のことを言っているんだか、さっぱり分かりません。こういうのが通用するのは良くないと思います。僕の別の意見ですが、ひとつは、話の中に出てきた小学校に対する福祉的な教育のあり方っていうのがありました。そのほかに夏休みを使って講座を設ける、小学生を集めてやるっていうのがありましたけれども、このやり方だと連続性がないんですね。僕、いつもこれは同じことを言っているんですが、できるだけ連続性を生むような、小学生という一番初々しい人たちに、ぜひハートを伝えたいんで、なるべく1回きりで終わるということよりも、もっと続けられるような、つながりのあることを伝えていく。前から言っているのは保育園、幼稚園も入れたらどうだろうかという言い方をしています。ひとつはそういう連続性を学校教育の中で、この間、中学校にも行ってきましたけど、まだ中学2年生も私の話をちゃんと聞き入れる力を持っていましたので、まだやれるんだなという思いでできました。だから、連続性のあるそういう、学校の中に含みを持たせるようなことをできるのか、できないのか、そこら辺の模索を、ぜひ、してほしいということです。

それから、全体的なお願いになるんですが、ホームページを見るとやられると、お年寄りの方もたぶん大変だと思うし、障害者の中でも大変な人が出てきます。そういうことをやっても反対はしませんけど、もう片方に高齢者や障害者に対する配慮ある提供をしてほしいという2点です。

部会長 ありがとうございます。事務局から何かお答えありますか。

福祉部管理課長 1点目、心のバリアフリー教育につきましては、ちょうど今、練馬区議会の中で第2回定例会をやっているんですけども、区議会の議員さんから、心のバリアフリー教育、小学校のユニバーサルデザイン教室を、ぜひ全校でやってほしいというご意見を頂戴しました。私どもといたしましても、そのような形でなんとかやっていきたいと思っています。全ての学校でやるというのは東京都でも心のバリアフリー教育を進めるということになっておりますし、様々なやり方があるかと思えます。当事者の方に学校に出向いていただいて、協力していただいて、授業をやるということもありますし、もう少し簡単な形でしか取組が進められない学校もございますが、それでも全ての学校で、とにかく取り組むという形で、教育委員会でも前向きにやっていきます、という答弁もしております。まずできるところからではあるかと思えますが、小学校65校ありますので、65校全てで心のバリアフリー教育を進めるという形で取り組むことは宣言させていただきました。これが1回きりということではなく、続けていけるように、教育委員会とも協力いたしまして進めていきたいと考えております。

部会長 今の部会員のお話は、小学校もいいんだけど、中学校だとか、場合によっては高校だとか、常に連続的に段階的につながっていく必要があるのではないかというご質問、ご意見だったと思います。

福祉部管理課長 私どもがこのテキストを作ったのは、学校の先生がなかなか、どうい

うふうにバリアフリー教育をやったらいいか分からないという方もいらっしゃるのですが、これを実は、全ての小中学校の校長会で説明してきました。こういうのを作りましたので、これ別に4年生だけじゃなくて、いろいろな形で使えるよう、イラストもたくさんつけて、先生がどんな形で45分間授業をやったら授業ができるかも具体的に載せました。こういったものを中学校の先生もぜひ使っていただければ有難いですと申し上げました。ただ、これは一例ですので、先生方が勉強していただくためにこういったものが参考になるかといったものを後ろにおつけて、先生方も勉強していただきたいけれども、という冊子を、練馬区独自に作りました。これを使ってということもありますし、ほかの方法でも結構なんですけれど、練馬区としては、小学校も中学校も、全学校で進めていくという形を考えておりますし、もちろん都立の学校もそうです。連続でというのはおっしゃるとおりですので、1回きりではなく、お子さん自身にも興味を持っていただきたいと思いますし、子どもが授業を受けて、家庭に帰って話をするっていう形の広がり方もあると思います。いろいろな方法で子どもたちも、あるいは成人に対しても周知を進めていきたいと考えております。

部会長 ありがとうございます。

部会員 今のお話で、練馬区聴覚障害者協会としても、手話教室をやっています。小学校、中学校から依頼があって、日にちを決めて、お伺いして教える。こういう流れがあって、お話をすることがあって、手話を覚えてもらっていますけれども、そういう活動をしていますけれども、そのような方法もあると思います。一緒に考えていただきたいと思います。

部会長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。先ほど、資料4と5のお話もありましたけれども、こちらについてのご提案とか、この場合は項目出しだけなので、具体的にどうしていくか。先ほどの話も少し関連してくるかとも思います。もう少し見えた方がいいですね。

(6) スケジュール

部会長 それでは、時間もだいぶ経過してきましたので、これからのスケジュール関係は資料6の説明に入ってよろしいですか。では、お願いいたします。

事務局 資料6、次期練馬区地域福祉計画策定の全体のスケジュールについて説明をさせていただきます。こちらの資料は推進委員会と部会の予定になっております。まず、真ん中の推進委員会の予定ですが、年度前半が多く、6回開催する予定です。すでに5月と6月に委員会を開催し、検討体制や現状と課題、計画の構成案、施策の方向性の検討を行いました。次回は7月26日で、施策の方向性の検討と部会からの報告、4回目は8月下旬で区長への提言案、5回目は11月中旬で、計画の素案の検討とパブリックコメント、6回目は2月で計画案の検討を予定しております。

続いて、右側が部会の予定です。両部会とも3回の開催を見込んでおります。1回目は本日で、現状と課題、施策の方向性の検討を行っていただきました。次回の日程は7月17日水曜日、6時半からで、場所は本庁舎19階の1902会議室です。今、申し上げた内容は、本日の会議の次第にも載せております。3回目は、11月中旬で、計画の素案の検討、パブリックコメントについて予定しています。なお、資料に記載はありませんが、パブリック

コメントを経て、計画の内容を大幅に修正する場合には、皆様へ資料を郵送でお送りする等、情報の共有をさせていただければと思います。3月の計画の策定に向けまして、このようなスケジュールで検討を進めていきたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

部会長 ありがとうございます。全体のスケジュールはいかがでしょうか。多少は前後するかもしれませんが、また、パブコメ前後でもそれぞれ個別のご意見をお伺いする機会があるようですから、よろしくお願いいたします。

いずれにしても、やっていることとやってきたことと、その総括が見えた方が資料を読んだり、資料を見て議論する場合に重要だと思います。それぞれの個別の実績も今までもご説明はあったかと思いますが、そちらの資料もひとつ、お願いしたいと思います。それから、部会員への情報提供ですね。資料説明等、丁寧をお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。皆様から追加の発言はございますでしょうか。

部会員 今後の予定を確認させてください。当部会のつぎが7月17日、11月というのは理解しました。成年後見の部会の予定も分かる範囲で教えていただければ、参考になります。

部会長 日程ですか。

部会員 そうです。日程です。

部会長 お願いいたします。

建築課長 権利擁護部会の第1回目は昨日実施いたしました。第2回目は7月16日を予定しております。

部会員 ありがとうございます。

建築課長 ホームページに掲載しておりますので、見ていただくか、個別にお問い合わせいただいても、もちろん大丈夫です。

部会長 その件ですが、推進委員会の時に、それぞれの情報を共有するように、ということで、昨日の資料はどうだったか、こういう場でも出していただけると良いと思います。特に、ハードとソフトの両方のつながりが大事だっていうことが、今日の話の中でもたくさんあったと思います。こちらの部会の話も権利擁護部会にも出していただければと思います。

建築課長 承知いたしました。

部会長 お願いします。その他、何かありますか。

建築課長 3点、お話をさせていただきます。まず、部会員からお話のありました、災害時の対応です。私の説明が不十分だったと思うのですが、より具体的な内容は地域防災計画に定められています。当部会ではお話しはしませんが、親会では災害時の要支援者対策をお話しすることになっていきますので、そちらで対応させていただきたいと思っております。2点目、部会員からお話のございました、地域集会所の数は29ヶ所、地区区民館が2ヶ所でございます。それから3点目、本日、なかなか時間がなかったものですから、ご意見が伺えなかった部分もあると思います。メールとかファックス、あるいはお手紙でも結構ですので、都市整備部建築課に後日、ご意見や言い足りなかったこと等をお伝えいただければと思っております。よろしくお願いいたします。

部会長 では、第1回福祉のまちづくり部会はこれで終了させていただいて、よろしい

でしょうか。長時間ありがとうございました。これで終了いたします。